

# 日本版 I S A について

## 日本版 I S A ( N I S A ) とは

- 上場株式や公募株式投資信託等への投資によって得られた利益が非課税になる制度である。  
⇒ 株式売却益と配当金、普通分配金が非課税扱いになる。
- 「少額投資非課税制度」「日本版 ISA」「NISA (ニーサ)」「投資マル優」などと呼ばれている。

## 導入の背景

- 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の廃止に伴う投資意欲の薄れを抑えるため。
- 個人の株式市場への参加をうながすため。

## 開始時期

- 平成 26 年 1 月より 10 年間

## 口座開設に必要な書類

- 口座開設申込書
- 住民票の写しまたは戸籍の附票の写し (基準日時点)  
※ 基準日とは、勘定設定期間の開始前年の 1 月 1 日のこと。

## 制度の概要

- 非課税口座は一人1口座のみ開設できる。(1月1日時点で満20歳以上であり、かつ日本国内に居住している者)
- 1年につき投資元本100万円までの非課税投資が可能。(非課税期間は最長5年)
- 口座開設可能期間は10年間。(2014年～2023年まで)
- その年の非課税投資枠は翌年に繰り越せない。
- 1年の途中で売却しても非課税枠は再利用できない。
- 課税口座(一般口座・特定口座)から非課税口座(NISA)への移管はできない。
- 課税口座(一般口座・特定口座)との損益通算ができない。(非課税口座(NISA)の損失は切捨てになる。)
- 非課税期間の終了後に通常の課税口座(又は翌年の非課税枠)に移す場合は、「非課税期間が終了した時点の時価で取得されたものと見なされる」ことになる。
- 配当金や分配金の受取方法については、「株式数比例配分方式」を選択する必要がある。

## 今後の改正要望項目

- 投資商品の拡大・・預貯金、公社債(国債や社債など)及び公社債投資信託(中国ファンドやMMF、MRFなど)を対象商品に追加する。
- スイッチング・・現在投資しているものから他の投資対象に切り替えられるようにする。
- 非課税期間などの恒久化・・非課税期間(5年)と口座開設可能期間(10年)の恒久化。